

令和5年度 防災資機材整備助成制度の運用方針について

令和5年9月4日

消防局長決定

神戸市防災福祉コミュニティ育成事業実施要綱第15条の規定に基づき、令和5年度の防災資機材整備助成制度（以下、「資機材助成」）の運用方針を、下記のとおり定めます。

記

1 対象団体

神戸市防災福祉コミュニティ

2 申請期間

令和5年10月1日(日)～10月31日(火)

3 申請書類の提出先

管轄の消防署

4 対象の防災資機材

資機材助成の対象となる防災資機材は、神戸市防災福祉コミュニティ育成事業実施要領別表1に掲げるものとします。

5 申請について

(1) 申請の種類と必要な申請書類

ア 老朽化に伴う防災資機材の更新【更新】

申請書類

- ・「防災福祉コミュニティ防災資機材整備助成申請書（様式第2号の3）」
- ・「防災福祉コミュニティ防災資機材整備助成 収支予算書（様式第2号の3 別紙1）」
- ・「防災福祉コミュニティ 防災資機材整備計画書（様式第2号の3 別紙2）」
- ・「防災福祉コミュニティ防災資機材整備助成 更新資機材の現状写真（様式第2号の3 別紙3）」
- ・「購入予定資機材の見積書」

イ 新たな取り組みに必要な防災資機材の導入【新規】

申請書類

- ・「防災福祉コミュニティ防災資機材整備助成申請書（様式第2号の3）」
- ・「防災福祉コミュニティ防災資機材整備助成 収支予算書（様式第2号の3 別紙1）」

- ・「防災福祉コミュニティ 防災資機材整備計画書（様式第2号の3 別紙2）」
 - ・「防災福祉コミュニティ防災資機材整備助成 資機材活用訓練計画書（様式第2号の3 別紙4）」
※任意の書類で代用することも可能です。
 - ・「購入予定資機材の見積書」
- (2) 申請可能な品名の種類
1団体あたり申請可能な防災資機材は、2種類までとします。
- (3) 申請可能な1つの種類の防災資機材の個数
単体で10万円(税込)を超える防災資機材は、1つとします。また、単体で10万円(税込)を超えない防災資機材は、合計金額が10万円(税込)を超えない個数とします。
- (4) 収納庫の「設置に係る費用」について
「設置に係る費用」とは、組立費用、アンカー工事費用、撤去費用等とします。
さらに当費用に関しては、助成額を上限10万円(税込)とするため、設置に係る費用が10万円(税込)を超える場合は、上限である10万円までが助成対象となります。
例) 収納庫15万円+設置に係る費用12万円=収納庫の申請総額25万円
収納庫17万円+設置に係る費用10万円=収納庫の申請総額27万円
- (5) 小型動力消防ポンプについて
今年度でD-1級の小型動力消防ポンプの生産が終了することに伴い、小型動力消防ポンプの申請が多くなることが見込まれます。そのため、申請総額が予算額を上回った場合において、審査結果が同点となったときは、①(更新申請の場合)年式、②地域の他の小型動力消防ポンプの設置状況、③(更新申請の場合)訓練等における小型動力消防ポンプの使用状況等、の順で考慮し審査します。

6 審査について

- (1) 申請のあった防災資機材に対して、1件ずつ神戸市防災福祉コミュニティ育成事業実施要領で定める審査基準に基づき審査します。(詳細は、防災福祉コミュニティ防災資機材整備助成制度マニュアルを参照してください。)
- (2) 申請総額が予算総額を上回った場合、助成対象となる防災資機材は1地区1種類を上限とし、審査点数が高い方を助成対象とします。また、過去3年度で2件以上資機材整備助成の交付対象(令和元年申請の切創防止用防護衣は除く)になった地域からの申請については、助成対象外とさせていただきます。
- (3) 審査の結果、採用不採用を決定する案件が同点の場合、より多くの地域へ助成することを考慮し、原則、申請額の低いものから助成対象とします。

7 注意事項

予算の範囲内において助成する制度のため、全ての申請に対して助成する制度ではありません。また、助成交付決定より過去に遡っての助成はできません。(助成交付決定後、事業に着手する必要があります。)

以上